木更津市営体育施設指定管理者募集要項

令和4年10月 木更津市健康こども部スポーツ振興課

木更津市営体育施設指定管理者募集要項

木更津市営体育施設の指定管理者(管理運営を実施する団体)を次のとおり募集します。

1 対象施設の概要

85 主競技場 1,628 m²
724 バスケットボール 2面
バレーボール 2面
67 バドミントン 8面
52 卓球 24台
29 柔道場 98畳
剣道場 161.7 ㎡
クレーコート2面
ナイター設備
両翼 92m・センター 116m
漬) 観客席メインスタンド 550席
98 内野スタンド 1, 150 席
外野スタンド 芝生席
管理棟 347.21 ㎡
駐車場 1,981.5 ㎡
1内 近的 28m (5人立て)
18 遠的 60m (5人立て)
的場 40.74 m²
射場 179.88 ㎡
00 管理棟 185.00 ㎡
fa) 駐車場 大型 9台分
普通 308 台分
99 レフト 94.3m、ライト79.4m、
センター104m
8 クレーコート4面
02 サイクルロード
第3種公認陸上競技場
トラック走路・助走路 1 週 400
m8 レーン全天候型舗装(複合

				弾性舗装)
				インフィールド 天然芝 (コウ
				ライ芝)
				アウトフィールド 全天候舗
				装 (ゴムチップウレタン舗装)
				スタンドベンチ 5段630席
第 1 野	IJ	令和	17,050	硬式公認野球場規格
球場		5.4 (予定)		両翼 98m・センター 122m
				観客席 内野スタンド1,428席
サッカ	II.	令和	12,060	サッカー協会認定規格
一場		5.8 (予定)		115m×78m (105m×68m)

※指定期間内に管理対象施設に変更が生じた場合の管理料は、指定管理者との協議により 決定します。

2 指定管理者が行う業務

- (1) 木更津市営体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年木更津市条例第11 号)等に定めるところによる、体育施設の使用の許可に関する業務。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定による、木 更津市営体育施設使用料の徴収事務に関する業務。
- (3) その他体育施設の管理上木更津市において必要があると定める業務。
- ※ 業務内容等の詳細については、「木更津市営体育施設管理業務仕様書」のとおりです。

3 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とします。

4 指定管理料等

(1) 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料の上限額は次のとおりです。よって、この上限額を上回る応募は、失格となります。

また、この額については、木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる消費税 及び地方消費税相当額、その他公租公課が含まれたものですので、注意してください。

指定管理料の上限額 290,301千円(3か年)

なお、上記金額は、消費税法(昭和63年法律第108号)改定に伴い、消費税率 及び地方消費税率を10%として算定しています。今後、同法の改定によって消費税額 に変動が生じた場合は、市は、同法の施行日以降の指定管理料に相当する額を加減して 支払うものとします。

- (2) 木更津市が指定管理者に対して支払うこととなる指定管理料については、指定期間の全体額については基本協定で、毎年度の指定管理料については年度別協定で明示することとなります。災害等の特別の場合を除き、原則として増額しません。
- (3) 指定管理業務に係る経費は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)毎に、分割(毎月を予定)で支払うものとします。請求時期は協定書で定めます。
- (4) 木更津市の財政状況等により、指定管理料の金額が変更となる場合があります。
- (5) 木更津市営体育施設は、地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制度を 導入しませんので、施設の使用料は木更津市の収入となります。また、施設内に設置 する自動販売機その他の目的外使用に関する許可は市で行うとともに、使用料の徴収 も行います。
- (6) 管理運営に係る修繕に関し、原則として1件30万円未満の小破修繕は、指定管理者が費用負担し、その年度の限度額を50万円とします。なお1件30万円以上の修繕は、木更津市が直接実施するものとしますが、1件につき30万円以上の修繕であっても双方協議により承諾した場合、又は指定管理者の責めに帰すべき事由による修繕に要する費用は、指定管理者の負担とします。

(7) 木更津市営体育施設において使用する電気、ガス及び上下水道の料金については、木 更津市が直接支払うこととするため、指定管理料には含まれません。

5 職員の駐車場

- (1) 管理対象施設に勤務する職員の駐車場については、応募者が用意するものとします。
- (2) 駐車場が用意できない場合のみ、利用者に支障のない範囲で、使用台数を本市に申告し、管理対象施設の一部に駐車することを認めます。ただし、使用料金(通勤用の自家用車4輪自動車1台につき1,000円/月)は、応募者が負担することとします。

6 木更津市公共施設予約システムに関すること

(1) 施設の運用については、木更津市公共施設予約システム(以下「予約システム」という。)を活用し、利用受付を行っています。予約システムを使用するにあたり必要となる設備の導入経費についても指定管理者が負担するものとします。

7 応募資格

- (1) 体育施設の維持管理業務に知識と経験を有し、本募集要項に示す指定期間中、安全かつ円滑に当該施設を維持管理及び運営することができる法人その他の団体(以下「団体」という。) であること。
- (2) 個人での応募はできません。
- (3) 連合体を構成して応募する場合
 - ① 複数の団体が連合体を構成して応募する場合は、あらかじめ連合体結成の協定書により定められた代表者が申請手続を行うものとする(他の団体は構成員とする。)。
 - ② 連合体応募の代表団体、構成団体は、重ねて単独の団体としては応募できません。 また、複数の連合体の構成員になることはできません。
- (4) 応募者の制限

次のいずれかに該当する団体は応募することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けている者
- ③ 木更津市税(ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る)、所得税又は法人税、 消費税及び地方消費税を滞納している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続をしている法人
- ⑤ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2(議員の兼職禁止)、第14 2条(長の兼業禁止)、第166条(副市長の兼業禁止)、第169条(会計管理 者の兼業禁止)及び第180条の5(委員会及び委員の兼業禁止)に該当する者
- ⑥ 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若 しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経な いで公訴を提起された日から2年を経過しない者
- ⑦ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和

- 22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公 正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない者
- ⑧ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力段対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。) 又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ⑨ 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条6号に規定するものをいう。) 若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。) であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ① 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ② 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑬ 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
- ④ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険)に適正に加入していること。募集受付の際に、労働保険等各種保険の加入状況を確認できる書類を提出してください。
- ⑤ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(受けている場合は、 必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること)

8 募集要項、仕様書及び申請様式の配布

(1) 配布期間及び配布時間

令和4年10月3日(月)から10月7日(金)まで 午前8時30分から午後5時まで

(2) 配布場所

木更津市役所健康こども部スポーツ振興課 管理調整係(木更津市役所朝日庁舎) 〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

- (3) 郵送による配布
 - ① 郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼付した返信用封筒(角2サイズ以上) を同封の上、木更津市役所健康こども部スポーツ振興課あて請求してください。
 - ② FAX、電子メール等による配布は行いません。

9 応募手続き

(1) 応募書類

応募書類は、次の表のとおりです。

連合体で応募する場合は、①、②、③、⑩、⑪以外の書類は、すべての構成員ごとに 提出してください。

提出書類	提 出 部 数
① 指定管理者指定申請書 (別記第1号様式)	正1部
② 指定施設の管理に係る事業計画書 (様式第1号)	正1部・副10部
令和5年度から令和7年度までの事業計画について提案	
してください。	
③ 指定施設の管理に係る収支計画書 (様式第2号)	正1部・副10部
令和5年度から令和7年度までの収支計画について提案	
してください。	
④ 団体の経営状況を説明する書類	正1部・副10部
財務状況を明らかにすることができる書類であり、法人に	
あっては、決算書類(申請日の直近2事業年度の貸借対照表、	
損益計算書及び資産等の状況を示す書類)等であり、その他	
の団体にあっては、申請書を提出する日の属する事業年度の	
収支予算書及び過去2か年の収支決算書等です。	
⑤ 団体の組織及び概要を記載した書類	正1部・副10部
団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類	
⑥ 団体役員表 (様式第3号)	正1部・副10部
*応募団体及びその役員の情報を、警察に提供することにつ	
いての同意書	
⑦ 団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類	正1部・副10部
⑧ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書	正1部・副10部
⑨ 納税証明書	正1部・副10部
法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税	
の納税証明書各1か年分(市税については「市税完納証明	
書」。) 〔注〕	
⑩ 構成団体を記載した書類 (様式第4号)	正1部・副10部
(※法人で連合体を構成した場合)	
⑪ 連合体協定書 (様式第5号)	正1部・副10部
(※法人で連合体を構成した場合)	
構成団体の役割分担等を明らかにし、連合体結成を証明で	
きる書類	
·	

[注]

- ① 木更津市内に本社がある場合は、市税(法人市民税・代表者個人の市県民税)及び 国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・市内業者
- ② 木更津市内に営業所がある場合は、市税(法人市民税)・千葉県税(法人事業税・法人県民税)及び国税(法人税・消費税及び地方消費税)・・・準市内業者
- ③ 千葉県内に本社がある場合は、千葉県税(法人事業税・法人県民税)及び国税(法 人税・消費税及び地方消費税)・・・県内業者

- ④ 千葉県外に本社がある場合は、国税(法人税・消費税及び地方消費税)及び千葉県内に営業所等があるものは、千葉県税(法人事業税・法人県民税)・・・県外業者
- ※ 上記③及び④に該当するもので法人又は代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

法人登録のない団体においては、代表者の所得税及び代表者個人に木更津市税が課税されている場合は、その納税証明書を添付してください。

新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

(2) 応募受付場所

木更津市役所健康こども部スポーツ振興課 管理調整担当(木更津市役所朝日庁舎)

(3) 受付期間及び受付時間

令和4年10月18日(火)から10月31日(月)まで 午前8時30分から午後5時まで

(4) 提出方法等

応募書類は、受付窓口まで持参ください。郵送、FAX、電子メール等による提出は、一切受け付けません。

また、提出期限後における応募書類の変更及び追加は認めません。

なお、提出書類「正・副」(11部)にはインデックス(見出し)を付してください。

(5) 追加書類の提出

木更津市が必要と認める場合は、本要項7. (1)で定める提出書類以外の書類の提出 を求める場合があります。

(6) ヒアリングの実施

木更津市が必要と認める場合は、応募書類の提出後に申請団体に対してヒアリングを 実施する場合があります。

(7) 応募者が運営する類似施設等の実地調査

木更津市が必要と認める場合は、申請団体が運営する類似施設等の実地調査を行う場合があります。

(8) 著作権の帰属

応募書類の著作権は申請団体に帰属します。ただし、木更津市は指定管理者の選定 の公表等必要な場合には、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。

(9) 特許権等

申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとする。

- (10) 費用の負担等
 - ① 応募に関する費用は、すべて申請団体の負担とします。
 - ② 応募書類は返却しません。

10 説明会の開催

(1) 開催日時

令和4年10月11日(火)午前10時30分から

(2) 開催場所

木更津市貝渕2丁目13番40号 木更津市民体育館 会議室

- (3) 参加申込み
 - ① 参加を希望する団体は、令和4年10月7日(金)午前11時までに、スポーツ 振興課窓口、FAX又は電子メールで申し込みください。(別紙1:説明会参加申込書)

※FAX等で申し込む場合には、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。

② 説明会の参加者は、各団体2名以内でお願いします。

11 公募内容に関する質問

募集要項等の公募内容に係る質問は、次により行ってください。

(1) 質問の方法

直接提出(土日除く)、郵送、FAX、電子メールのいずれかで行ってください。(別紙2:質問書) ※郵送等で送付する場合には、確認のため、必ず送付した旨の電話連絡をお願いします。

(2) 質問の受付期間

令和4年10月12日(水)午前8時30分から10月14日(金)午後5時まで (必着)

(3) 質問の受付場所

木更津市役所健康こども部スポーツ振興課 管理調整係(木更津市役所朝日庁舎)

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、募集要項等を配布した団体及び回答先の通知があった者に、 令和4年10月17日(月)に行う予定です。

12 指定管理者候補者の選定等

- (1) 選定等の進め方
 - ① 木更津市が設置する外部委員を含めた指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において応募者(申請団体)の順位付けを行い、第1位の者を指定管理者の候補者(以下「指定候補者」という。)として選定します。なお、指定候補者の選定に当たり選定委員会が必要と認めたときは、申請団体に説明を求める場合があります。また、審査の結果、該当者なしとする場合があります。
 - ② 選定委員会の選定結果に基づき、令和5年1月下旬までに木更津市が指定候補者を選定します。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、次の選定基準及び審査(評価) 基準並びに配点ウェイトにより審査します。

選定基準			
(条例規定事項)	審査(評価)基準	ウェイト	
1 事業計画に基づく管	(1) 管理運営の理念、姿勢について		
理により、公の施設にお	・ 申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か		
ける利用者の平等な利	・ 施設の設置目的と提案された管理運営方針が合致してい	10点	
用の確保に配慮された	るか。		
ものであること(指定手	(2) 利用者の平等な利用の確保について		
続等に関する条例第4	・ 施設運営における市民の平等な利用について考慮されて		
条第1項第1号)	いるか。	10点	
	・ 事業内容等が一部の市民、団体等に対して不当に利用を		
	制限又は優遇するものではないか。		
2 事業計画書の内容が	(1) 施設の設置目的との適合性について	5 E	
施設の効用を最大限に	・ 施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5点	
発揮するものであるこ	(2) 利用者に対するサービスの向上について		
と(指定手続等に関する	・ 利用者の要望を把握し、サービスの向上に反映するため	5 点	
条例第4条第1項第1	の方策は、具体的であり、現実性が高いものか。		
号)	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて		
	・ 施設の利用を促進させる方策(宣伝・広報等)がとられ	10点	
	ているか。		
	(4) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて		
	・ 維持管理は効率的に計画されているか。	5 点	
	・ 経費の縮減及び効率的な管理運営のための創意工夫がみ	0 ///	
	られるか。		
	(5) 施設管理の安全性への配慮について		
	・ 施設の安全管理について具体的な対応がはかられている	5 点	
	か。	0 ////	
	・ 緊急時対策や防災対策はとられているか。		
	(6) 事業計画の実現可能性について	5 点	
	・ 事業計画は具体的であって、実現可能なものか。	0 ////	
	(7) 新規、魅力的な提案の有無について	5 点	
	・ その他新規、魅力的な提案はあるか。	O /m	
	(8) 指定管理料の相対的評価について	40点	
3 申請団体が公の施設	(1) 施設管理への意欲、熱意について		
の管理を安定して行う	・ 提案された書類等から、施設管理への意欲、熱意が感じ	5点	
人員、資産その他の経営	られるか。		

の能力を有しており、又	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	
は確保できる見込みが	・ 類似施設の管理運営実績があるか。	5点
あること(指定手続等に	・ 類似施設を管理運営した経験を有する者がいるか。	
関する条例第4条第1	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)に	
項第2号)	ついて	
	・職員体制、職員数は十分か。	5点
	・職員採用、確保の方策は適切か。	
	・職員の指導育成、研修体制は十分か。	
	(4) 団体の安定性、継続性について	
	・ 安定的、継続的に運営ができる財務状況であるか。	10点
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	
	・ 個人情報保護制度の有無、または制度化する意志の有無	
	について。	5点
	・ 情報公開制度の有無、または制度化する意志の有無につ	
	いて。	
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	
	・ 収入、支出の積算と事業計画との整合性は図られている	5点
	か。	
	(7) 収支計画の実現可能性について	
	・ 収支計画の実現可能性はあるか。	5 点
4 その他別に定める基	(1) 体育施設の発展と向上への寄与について	
準(指定手続等に関する	・ 木更津市の体育施設の発展と向上への寄与について具体	
条例第4条第1項第3	的な提案があり、効果的なものであるか。	10点
号)		
合計点数		150点

※最低基準点 90点

(3) 市内業者の加点

① 市内事業者等の参入増大のための加点

申請団体が、市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内事業者等の総合計点に以下のとおり、加点します。

申請団体 の形態	本社所在地	契約権限を 委任された 支店等所在地	代表の 本社所在地	構成団体の 本社所在地	総合計点
単体	市内	問わない	_	_	5 %
半件	市外	市内	_	_	3 %
	_	_	市内	全団体が市内	5 %
連合体	_	_	11117	上記以外	4 %
	_	_	市外	一部団体が市内	3 %

(4) 簡易審查

申請者が現在指定管理として指定されているもの1者だけであった場合は、簡易審査とします。選定基準ごとに審査(評価)基準を参考に可否を判断し、その結果に基づき総合的に可と評価した委員が半数をこえた場合に、指定候補者とします。

(5) 選定結果

- ① 指定候補者の選定は、令和5年1月下旬までに行います。
- ② 選定結果は、申請団体全員に通知します。
- ③ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(6) 木更津市議会の議決等

- ① 木更津市は、地方自治法の規定に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案(以下「指定議案」という。)を令和5年3月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を受けるまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取り消すことがあります。
- ② 次に掲げる場合であっても、指定候補者が市営体育施設の管理運営を実施するために支出した費用、提供したノウハウの対価等については、木更津市は一切補償しませんのであらかじめご了承ください。
 - ア 上記①の議案を木更津市議会が否決したとき。
 - イ 上記①の議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。
 - ウ 上記①ただし書により、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

13 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、

告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結 前記(1)の手続の後、指定管理者は木更津市と協定を締結します。

- (3) 協定内容
 - ① 事業計画書に関する事項
 - ② 指定施設の利用料金に関する事項
 - ③ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
 - ④ 市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項
 - ⑤ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑥ 指定施設の管理に関し保有する個人情報(木更津市個人情報保護条例(平成11 年木更津市条例第4号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保 護に関する事項
 - ⑦ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
 - ⑧ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
 - ⑨ 市による指示・指導に関する事項
 - ⑩ 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

14 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、木更津市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、 実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと木更津市が認めるとき。

15 要項の遵守

指定候補者がこの要項に反した場合は、指定候補者の選定を取り消すことがあります。

16 留意事項

(1) 接触の禁止

指定管理者候補者選定委員に対して、本件募集についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格(選定後に判明した場合は取り消し。)となることがあります。

- (2) 虚偽の記載をした場合の無効 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (3) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合には、指定管理者候補者選定委員会開催の10日前までに、辞退届を提出してください。

17 市内雇用配慮

本業務により、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

18 公租公課の取扱い

指定管理者による公の施設の管理に伴い、当該指定管理者については、法人等にかかる 法人市民税(法人県民税)、事業を行う者にかかる事業所得税、新たに設置した償却資産 にかかる固定資産税などの納税義務者となる可能性があります。なお、指定管理を行う施 設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこと。

詳しくは、市税については市役所市民税課及び資産税課へ、県税については木更津県税事務所(№0438-25-1110) へお問い合わせください。

19 消費税の適格請求書等保存法方式(インボイス制度)に関して

令和5年から導入が予定されている消費税の適格請求保存方式(インボイス制度)に おいて、指定管理者も適格請求書(インボイス)の発行事業者の登録が必要となります。 また、適格請求書(インボイス)の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の新たな 事務も発生します。消費税の適格請求保存方式(インボイス制度)の詳細は、国税庁ホ ームページの「インボイス制度」をご覧ください。

20 問い合わせ先

木更津市役所健康こども部スポーツ振興課 管理調整係

〒292-8501 木更津市朝日三丁目10番19号

電 話 0438-23-5319

FAX 0438-25-3991

メールアドレス taiiku@city.kisarazu.lg.jp